

役員等の選出規程

(総 則)

第1条 本規程は、役員等の選出に係わる全般的な事項を定める。

(役員等)

第2条 本規程における役員等とは、役員、部門役員、支部役員および評議員をいう。

(選出数)

第3条 通常総会までに、次の役員等を選出する。

- (1) 役 員 毎年、会長代理、総務企画理事、会計理事、編修理事、研究経営理事、監事を各1名。任期満了の年には、再任もしくは新任の専務理事1名。
- (2) 部門役員 2年毎に部門長1名を、毎年副部門長、総務企画担当、会計担当、編修担当、研究経営担当、監事を各1名。任意の年に、細則第27条に規定する定数を超えない範囲で、次期部門長等その他に必要な役員を0~2名。ただし、次期部門長の選出年は部門長の選出年と同じにすることはできない。
- (3) 支部役員 2年毎に支部長1名を、毎年総務企画幹事、会計幹事を各1名。協議員は、支部に属する正員の選挙で選出される定数の半数(3~10名)および支部長推薦で選出される者(2名以内)。
- (4) 評 議 員 任期満了の年には、再任者ならびに退任者と同数の新任者。
- (5) 2号代議員 任期満了(2年)の年度には、再任者ならびに退任者と同数の新任者。

(関連規程類)

第4条 役員等の選出は、定款、細則および本規程に定めるもののほかは、下記規程細目および申し合わせによる。

- (1) 役 員 「役員候補者選定・選出規程細目」および「役員候補者選定申し合わせ」
- (2) 部門役員 「部門役員候補者選定・選出規程細目」および「部門役員候補者選定申し合わせ」
- (3) 支部役員 「支部役員候補者選定・選出規程細目」
- (4) 評議員 「評議員候補者選定・選出規程細目」および「評議員候補者選定申し合わせ」
- (5) 2号代議員 「2号代議員候補者選定・選出規程細目」および「2号代議員候補者選定申し合わせ」
- (6) 選出スケジュール 「役員等の選出スケジュールなどの申し合わせ」

(投票の有資格者)

第5条 役員等の選出における投票の有資格者は、毎年1月末時点における正員とする。

(付則)

1. 本規程は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本規程は平成3年5月24日より施行する。
3. 本規程は平成11年4月19日、理事会において一部改正。
4. 本規程は平成12年4月26日、理事会において一部改正
5. 本規程は平成18年10月13日、理事会において一部改定

参考：定款・細則の抜粋

【定款】

第4章 役員および評議員

(役員)

第13条 この法人には、次の役員をおく。

- 一 理事 20名以上 24名以内（うち会長1名、会長代理1名、副会長4名、常務理事4名、専務理事1名）
- 二 監事 2名以内

(役員を選任)

第14条 役員は別に細則で定めるところにより、正員の中から選出し、総会で決定する。

(役員任期)

第17条 役員任期は、次のとおりとし、再任を妨げない。

- 一 理事任期は、通常総会終了の翌日から翌々年の通常総会の日までとする
ただし、会長、会長代理、副会長、常務理事任期は、通常総会終了の翌日から翌年の通常総会の日までとする
- 二 監事任期は、通常総会終了の翌日から翌々年の通常総会の日までとする

第5章 評議員

(評議員)

第21条 この法人に、50名以上 70名以内の評議員をおく。

(評議員を選任および解任)

第22条 評議員は、別に細則で定めるところにより、会員の中から選出し、総会で決定する。

(評議員任期)

第24条 評議員任期は通常総会終了の翌日から翌々年の通常総会の日までとし、再任を妨げない。

第6章 代議員

(代議員を選任)

第26条 2号代議員は、別に細則で定めるところにより、正員の中から選出し、総会で決定する。

(代議員の職務)

第27条 代議員は、総会構成員として、この定款の定める事項を行う。

(2号代議員任期および解任)

第28条 2号代議員任期は通常総会終了の翌日から翌々年の通常総会の日までとし、再任を妨げない。

- 2 2号代議員の解任は、第18条の規程を準用する。この場合において、「役員」とあるのは、「2号代議員」と読み替えるものとする。

【細則】

第4章 役員および評議員

(役員の数)

第13条 この法人には、次の役員をおく。

- 一 理事 20名以上 24名以内（うち会長 1名、会長代理 1名、副会長 4名、常務理事 4名、専務理事 1名）
- 二 監事 2名以内

(役員を選出)

第14条 定款第14条に規定する役員を選出は、次の各号による。

- 一 会長、副会長には、会長代理、常務理事がそれぞれ昇格する
- 二 会長代理、常務理事、監事は、正員の中から正員の投票により選出する
- 三 専務理事は、理事会で選出する

(役員を補充)

第15条 会長、部門長、支部長以外の役員中に欠員を生じたときは、後任は理事会で決定する。

(評議員の数)

第16条 この法人の評議員の定数は54名とし、次の各分野の代表者で構成する。

本部代表評議員	12名	部門代表評議員	12名
支部代表評議員	18名	事業維持員代表評議員	12名

(評議員を選出)

第17条 定款第22条第1項に規定する評議員を選出は、次の各号による。

- 一 本部代表評議員は、正員の投票により選出する
- 二 部門代表評議員は、部門に属する正員の投票により選出する
- 三 支部代表評議員は、支部に属する正員の投票により選出する
- 四 事業維持員代表評議員は、理事会で選出する

(役員および評議員の兼任)

第18条 役員は、他の役員を兼任することはできない。

2. 評議員は、他の評議員、役員、部門役員、支部役員を兼任することはできない。

第5章 2号代議員

(2号代議員の数)

第23条 定款第25条の第2項に規定する2号代議員の定数は35名以上45名以下とし、別に定める。

第24条 定款第26条に規定する2号代議員の選出は正員の投票により行う。

第6章 部 門

(部門役員および委員の定数)

第 27 条 部門役員および委員の定数は、次のとおりとする。ただし、次期部門長等その他に必要な役員は必要に応じておくものとする。

部門長	1名	副部門長	2名
総務企画担当	2名	会計担当	2名
編修担当	2名	研究経営担当	2名
次期部門長等その他に必要な役員 2名			
監 事	2名	委 員	11名以内

(部門役員および委員の選任)

第 28 条 部門役員および委員の選任は、次の各号による。

- 一 部門役員は、部門に属する正員の中から、その正員の投票により選出し、理事会で決定する
- 二 次期部門長をおく場合は、前号の規定にかかわらず、部門長には、次期部門長が昇格し、理事会で決定する。
- 三 委員は、部門に属する正員の中から、部門役員が選出し、部門役員会で決定する

(部門役員および委員の任期)

第 29 条 部門役員および委員の任期は、通常総会終了の翌日から翌々年の通常総会の日までとする。ただし、次期部門長の任期は通常総会終了の翌日から翌年の通常総会の日までとする。

(欠員の補充)

第 31 条 部門役員中に欠員を生じたときは、後任は部門役員会で選出し、理事会で決定する。委員中に欠員を生じたときは、後任は部門役員会で決定する。

第7章 支部および支所

(支部役員の定数)

第 34 条 支部役員の定数は、次のとおりとする。

支部長	1名
総務幹事	2名
会計幹事	3名
協議員	6名以上 20名以内

(支部役員の選任)

第 35 条 支部の役員は、支部に属する正員の中からその正員の投票により選出し、支部総会で決定する。

(支部長推薦の協議員)

第 36 条 支部長は、支部役員会においてその支部に所属する正員の中から選定した者 2 名以内を、協議員に推薦することができる。この協議員は、その支部規程で定めた協議員の定数外とする。

(支部役員の任期)

第 37 条 支部役員の任期は、次のとおりとする。

- 一 支部長の任期は、通常総会の翌日から翌々年の通常総会の日までとする
- 二 支部長を除く支部役員の任期は、支部通常総会の翌日から翌々年の支部通常総会の日までとする

以 上